過疎地域の市町村、同法第 33 条第１項の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.019｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 0.3 × 34.7 ×β－（α－β）× 0.3 × 34.7、｛（C － A）／A － 0.122｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 34.7 ×β－（α－β）× 34.7 又は D × 1.83 ／ 1.74 ＋｛（B － A）／A － 0.019｝× 34.7 ×β－（α－β）× 34.7 －｛（C － A）／A － 0.122｝× 8.9 が負数となるときは、それぞれ０とする。

α が 2.960 を超えるときは

過疎地域の市町村、同法第 33 条第１項の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第３条第１項第３号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.019｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 0.5 × 33.2 ×β－（α－β）× 0.5 × 33.2、｛（C － A）／A － 0.122｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 33.2 ×β－（α－β）× 33.2 又は D × 1.83 ／ 1.83 ＋｛（B － A）／A － 0.019｝× 33.2 ×β－（α－β）× 33.2 －｛（C － A）／A － 0.122｝× 8.4 が負数となるときは、それぞれ０とする。

α が 2.885 を超えるときは